

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新財務諸表等規則」という。）第八条の六の二第三項（新財務諸表等規則第二百二十一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第三百三十八条第六項の規定は、令和八年四月一日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下この項及び次条において「事業年度等」という。）に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、新財務諸表等規則第八条の六の二第三項及び第三百三十八条第六項の規定を適用することができ。

2 前項の規定により財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第八条の二の二又は第三百三十条若しくは第二百十一条に規定する比較情報をいい、新財務諸表等規則第八条の六の二第三項及び第三百三十八条第六項に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 新財務諸表等規則第八条の六第一項第一号（新財務諸表等規則第二百二十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）第三百三十八条第一項及び様式第五号の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、新財務諸表等規則第八条の六第一項第一号、第三百三十八条第一項及び様式第五号の規定を適用することができる。

2 前項の規定により財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に初めて新財務諸表等

規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第八条の二又は第二百三十条若しくは第二百十一条に規定する比較情報をいい、財務諸表提出会社がリースの貸手である場合にあつては新財務諸表等規則第十七条第五項から第七項まで、第三十一条の三（新財務諸表等規則第一百五十九条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）及び第九十八条の三（新財務諸表等規則第三百三条の二において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 前項の場合においては、新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号又は第二百三十一条第三項第四号若しくは第二百十三条第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならぬ。

一 新財務諸表等規則の規定を適用して財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表を作成する最初の事業年度等（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前事業年度等の末日において開示したオペレーティ

ング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

4 前項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができ。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新連結財務諸表規則」という。）第十五条の五の二第三項（新連結財務諸表規則第二百九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第百十一条第六項の規定は、令和八年四月一日以後に開始する連結会計年度又は中間連結会計期間（以下この項及び次条において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する連結会計年度等に係る連

結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第三項及び第百十一条第六項の規定を適用することができる。

2 前項の規定により連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三又は第九十六条若しくは第百九十二条に規定する比較情報をいい、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第三項及び第百十一条第六項に係るものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 新連結財務諸表規則第十五条の二十四第一項（新連結財務諸表規則第二百二十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）第六十七条の二第一項第三号（新連結財務諸表規則第二百八十六条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第百十一条第一項の規定は、令和九年四月一日以後に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令

和七年四月一日以後に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、新連結財務諸表規則第十五条の二十四第一項、同号及び第百十一条第一項の規定を適用することができる。

2 前項の規定により連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三又は第九十六条若しくは第百九十二条に規定する比較情報をいい、連結財務諸表提出会社がリースの貸手である場合にあっては新連結財務諸表規則第二十三条第一項及び第六項から第八項まで、第六十七条の二（新連結財務諸表規則第二百八十六条の二において準用する場合を含む。）、第二百三十五条第一項及び第四項から第六項まで並びに第二十二條、第二百二十八条及び第二百三十四条において準用する新財務諸表等規則第三十一条の三の規定に係るものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 前項の場合においては、新連結財務諸表規則第十四条の二において準用する新財務諸表等規則第八条の三第三項第五号及び第六号又は新連結財務諸表規則第二百二条において準用する新財務諸表等規則第三百十

一条第三項第四号若しくは新連結財務諸表規則第百九十九条において準用する新財務諸表等規則第二百十三条第三項第五号及び第六号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 新連結財務諸表規則の規定を適用して連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表を作成する最初の連結会計年度等（次号において「適用初年度」という。）の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前連結会計年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未經過リース料と適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債

との差額の説明